
令和3年大和町議会9月定例会議会議録

令和3年9月9日（木曜日）

応招議員（18名）

1 番	穴 戸 一 博 君	1 0 番	渡 辺 良 雄 君
2 番	児 玉 金兵衛 君	1 1 番	千 坂 裕 春 君
3 番	佐々木 久 夫 君	1 2 番	門 間 浩 宇 君
4 番	佐 藤 昇 一 君	1 3 番	藤 巻 博 史 君
5 番	今 野 信 一 君	1 4 番	堀 籠 日出子 君
6 番	犬 飼 克 子 君	1 5 番	馬 場 久 雄 君
7 番	馬 場 良 勝 君	1 6 番	大須賀 啓 君
8 番	千 坂 博 行 君	1 7 番	槻 田 雅 之 君
9 番	今 野 善 行 君	1 8 番	高 平 聡 雄 君

出席議員（１８名）

１番	穴 戸 一 博 君	１０番	渡 辺 良 雄 君
２番	児 玉 金兵衛 君	１１番	千 坂 裕 春 君
３番	佐々木 久 夫 君	１２番	門 間 浩 宇 君
４番	佐 藤 昇 一 君	１３番	藤 巻 博 史 君
５番	今 野 信 一 君	１４番	堀 籠 日出子 君
６番	犬 飼 克 子 君	１５番	馬 場 久 雄 君
７番	馬 場 良 勝 君	１６番	大須賀 啓 君
８番	千 坂 博 行 君	１７番	槻 田 雅 之 君
９番	今 野 善 行 君	１８番	高 平 聡 雄 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	福 祉 課 長	蜂 谷 祐 士 君
副 町 長	浅 野 喜 高 君	健康支援課長	櫻 井 和 彦 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	農林振興課長	遠 藤 秀 一 君
代表監査委員	櫻 井 貴 子 君	商工観光課長	浅 野 義 則 君
総 務 課 長	千 坂 俊 範 君	都市建設課 課 長	亀 谷 裕 君
まちづくり 政 策 課 長	千 葉 正 義 君	上下水道課長	蜂 谷 俊 一 君
財 政 課 長	菊 地 康 弘 君	教育総務課長	文 屋 隆 義 君
税務課長兼徴 収 対 策 室 長	小 野 政 則 君	生涯学習課長	瀬 戸 正 昭 君
町民生活課長	阿 部 昭 子 君	税 務 課 徴収対策室長	児 玉 安 弘 君
子育て支援 課 長	遠 藤 眞起子 君	公民館長	村 田 晶 子 君

事務局出席者

議会事務局長	櫻 井 修 一	主 任	渡 邊 直 人
主 事	浅 野 真 琴		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午前 9 時 5 7 分 開 議

議 長 (高平聡雄君)

皆さん、開会してよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

本会議を再開します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第 1 「会議録署名議員の指名」

議 長 (高平聡雄君)

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3 番佐々木久夫君及び 5 番今野信一君を指名します。

なお、クールビズ期間でありますので、服装は、上着は取っていただいても結構ですので、よろしくお願いします。

議 長 (高平聡雄君)

ここで暫時休憩します。この間におきまして傍聴席に割当てがなされている議員の皆様はご移動をお願いいたします。移動完了後、再開とさせていただきます。

午前 9 時 5 8 分 休 憩

午前 9 時 5 9 分 再 開

議 長 (高平聡雄君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 2 「一般質問」

議 長 (高平聡雄君)

日程第 2、一般質問を行います。

昨日に引き続き、順番に発言を許します。

10番渡辺良雄君。

1 0 番 （渡辺良雄君）

皆さん、おはようございます。

一般質問3日目、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。早速開始をいたします。

1、観光林道の付加価値を。

七ツ森湖泉ヶ岳線の測量工事が始まっております。令和10年までの予定であります。県の意向として工期短縮の可能性も増しているようです。そこで下記の2点について伺いをいたします。

1点目、林道が敷設されると、林業等への好ましい効果が期待できる反面、様々な開発も可能となります。大和町は70%が森林を占め、豊かな自然と共生のため、町民憲章には、船形山、七ツ森、吉田川がうたわれておりますが、大規模メガソーラーの進出により、自然が破壊され、土砂災害の危険性が増すような事態も想定されます。このため、先進自治体の事例を研究し、今のうちに独自の条例を制定すべきではないでしょうか。

2要旨。町は、既に観光道路としての価値を広報紙にも発表されていますが、県や仙台市と連携をして、遊歩道の設置や駐車場、キャンプ場、仮設店舗用地などの開発を考察しているのか。さらには桑沼や縄文の森を関連整備する考えはあるのでしょうか。伺いをいたします。

議 長 （高平聡雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

おはようございます。今日もよろしくお願いします。

それでは、ただいまの渡辺議員の観光林道の付加価値についての質問にお答えしたいと思います。

初めに、1要旨目についてお答えをします。

林道七ツ森湖泉ヶ岳線につきましては、宮城県が大和町、吉田旦ノ原地内から仙台市泉区福岡岳山地内までの約8キロメートルを全線舗装した一車線林道として、令和

2年度から事業に着手され、令和10年度の完成を目指して進められております。林道の開通によりまして、林道整備面積の拡大のほか、七ツ森湖周辺地域と泉ヶ岳山麓とが直接接続されることとなります一体的な観光資源の運用が可能となり、地域活性化への波及効果等を含め、町の観光振興に大きく貢献するものと期待するものでございます。

当該林道周辺につきましては、その大部分が地域森林計画対象民有林や保安林に指定されており、さらには宮城県の県立自然公園条例によります県立自然公園船形連峰の区域にも指定されておりますので、土地の造成等をするなどの開発行為を行おうとする者は、森林法及び県立自然公園条例に基づきます手続が必要となるものでございます。

議員からは、本年6月の定例会議の一般質問におきまして、大規模メガソーラーの設置によります自然への影響や土砂災害の危険性に対します対応について、ご質問を頂戴し、本町では環境基本条例第14条の規定に基づきまして、土地の形質を変更する目的で1,000平米を超える行為を行う場合、大和町開発指導要綱に基づき、大和町開発指導審査会を設置し、災害の防止上、通行の安全上、支障がないような規模であるか等の内容を審査するとともに、環境への配慮審査を環境面積に応じ、大和町環境保全会議や大和町環境審議会を開催し、答申等を受け、同条例第15条の規定に基づきまして、事業者との公害の防止及び環境の保全に努めるよう求めた協定を締結しておりますことをお答えしました。

ご質問の県内先進自治体の例では、大規模メガソーラー等の設置に際し、関連する条例等を制定しておりますのは、栗原市、大崎市、富谷市、川崎町、丸森町の5市町となっております。5市町の条例では、自然災害等の発生が危惧される場所等への施設設置を行わないよう協力を求める抑制区域の指定や、事前協議、住民への説明、報告、立入り調査、助言指導、または勧告、公表について規定されております。

本町といたしましては、開発行為等への対応につきましては、宮城県と連携を図りながら、開発審査会議等による申請内容の確認、審査を引き続き行いますとともに、他の自治体の条例施行に伴います運用状況等を調査し、条例制定に向けて研究してまいりたいと考えております。

次に、2要旨目についてお答えいたします。

本町の観光は、船形山麓や七ツ森の豊かな自然を活用した観光を推進しており、近年、七ツ森周辺の入込み数は増加傾向にあり、林道七ツ森湖泉ヶ岳線が開通した場合、仙台市、大和町を結ぶ観光ルートとして、また、広域的な観光圏と捉えた場合に、仙

台市、大和町、松島町を結ぶ絶好のドライブコースとなり、泉ヶ岳の山、南川ダムの川、松島の海の自然や農産物などの観光資源に恵まれた競争力のある観光圏が実現できる可能性が出てくるものと考えております。

ご質問の県や仙台市と連携して、遊歩道やキャンプ場等の整備につきましては、本町においては七ツ森自然遊歩道や七ツ森ふれあいの里、これはバンガローを含むキャンプ場などの施設がありますが、仙台市の一大観光拠点である泉ヶ岳周辺の観光客を七ツ森湖周辺へ集客するため、既存の観光施設等のブラッシュアップを含めて、関係機関と検討してまいります。

また、桑沼や縄文の森を関連整備する考えについてでございますが、縄文の森整備は宮城県で進めている事業で、整備基本方針は自然環境の保全を最優先した自然志向型の施設として整備されております。新設される林道、七ツ森湖泉ヶ岳線の路線計画では、既存の林道大平桑沼線にも接しますことから、春の新緑、秋の紅葉などの行楽シーズンには、桑沼等への観光道路として利用でき、自然景観をそのまま楽しめるものと考えております。今後の林道周辺の関連整備につきましては、大和町、仙台市、両側からの毎年の事業費に応じて林道整備を行い、供用開始すると伺っておりますので、工事の進捗状況を見ながら、現地踏査を行い、景観等に考慮した観光施設整備を計画してまいりたいと考えております。なお、施設の整備に当たっては、自然環境の保全を最優先にし、極力土地の改変を行わず、環境に調和したものにしたいと、このように考えております。

以上です。

議長 （高平聡雄君）

渡辺良雄君。

10番 （渡辺良雄君）

1 要旨目、2 要旨目ともに前向きな答弁をいただきました。非常に丁寧で分かりやすくお答えをしていただきましたが、せっかくの機会ですので、さらに議論を少しだけ深めたいと思います。

まず、令和10年までということですが、県は前倒しをとあるんですが、これは県の予算は上限が2億円となっていて、他に路線があればそちらと折半で行っていくけれども、競争相手がいない場合は、この七ツ森湖泉ヶ岳線に全額を投入する可能性もある。そうした場合は工期が半分になるというような噂も聞いておりますが、この辺に

については町長はご確認されているのかいないのか、お伺いいたします。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
確認ということでございますが、直接的にそういった具体の話は聞いておりません。
ただ考え方として、予算を有効に使うという意味合いの中で、そういったお話があったのではないかと考えております。以上です。

議 長 （高平聡雄君）
渡辺良雄君。

1 0 番 （渡辺良雄君）

そうしますと、町としても令和10年を契機に考えるのではなくて、県と連携を取りながら、前倒しも考えながら事業を進めていかなければならないというふうになるかと思うんですけれども、その辺のところはよろしくお願いをしたいと思います。

今、町長の5期目の公約では、ちょっと言葉は違いますが、豊穰のまほろばの大和町、自然と共生した自然豊かな大和町を守って発展をしていくという、言葉は違いますが、公約ではなかったかと思っております。そのお気持ちは今も変わらないのかどうか、お伺いをいたします。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
その考えといいますか、気持ちにつきましては、そういった思いでまちづくりを進めておりますので、変わっておりません。

議 長 （高平聡雄君）
渡辺良雄君。

1 0 番 （渡辺良雄君）

国の、今、菅総理が就任時に、カーボンニュートラルという発表をなさいました。その後、見てみますと、中身を見ますと、原子力発電については今の現状を維持、それから石炭、火力発電所、これについては半減をします。そして半減をするというのは確か、今、三十四、五％あるのを20％以下にします。その不足する分をどこに上乗せするかというと、再生可能エネルギーに上乗せをするという方針です。それを受けて、もう国内の業者さんですとか、あらゆるところで太陽光、具体的には風力もあるんでしょうけれども、太陽光発電の方向に走って、全国至る所で里山が失われて、はげ山になっていると。一体これ、どうするんだと。

前回、6月にも質問をさせていただいて、丁寧な答弁をいただいているんですけども、全国的には非常に森林破壊、あるいは土砂災害を心配する声が湧き起こっております。これについて、今、大和町のグーグルマップを覗いてみますと、メガソーラー、鶴巣、あるいは宮床、大きなメガソーラーがございすけれども、今、さらに宮床では、宮城大学の裏に大規模に造成中です。それからこれからさらに宮床では、ゴルフ場跡地ですか、にもメガソーラーが出てこようと。こういう状況にありますが、先ほど町長、少し大和町という観点とこのメガソーラーの進出、我が町内においてですね。町長、これをどのようにお考えなのか、お尋ねをいたします。

議 長 （高平聡雄君）

浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ただいまのご質問でございますが、メガソーラーといいますか、自然を利用したエネルギーという形で、東日本大震災以来、そういった考え方が、それ以前もあったとは思いますが、急速に広がったといいますか、という状況だったと思います。原発のあいつた事故があったこと等々も含めての状況だったと思います。技術的にもかなり進んだのではないかと、この間ですね、それで役場でもこの庁舎を建てたときには、太陽光を置いていなかったんですけども、その後、そういったものをつけて、エネルギーの確保といいますか、そういったことに努めているところもございます。全国的にそういった動きの中で、国も挙げてというところであったわけですが、そういったものが出てきたところで、一方では議員お話しのいろいろな自然破壊とか、あるいは何十年後かにはそういったものの処理といいますか、そういった

課題もできてきている状況でございます。

大和町でも今、そういった形でのソーラーの設置が進んでおるところでございますが、これがどこまでもいってもいいのかという状況、どこまでもというかいつまでもそのまま進んでいったときにエネルギーの確保はできるけれども、ほかの環境の開発が出てくるとか、そういった課題がもう出てきているんだと思っております。今、これまではそういった形で自然のエネルギーの開発、確保といいますか、そういったものがあるわけでございますが、これからはそういったことの、それも含めて必要性はある中で、自然の開発とか、そういったものについての環境保全といいますか、そういったことについての課題も合わせて考えながら、そういった設置といいますか、そういったことをやっていく必要が大きくなってきているんだろうと思っております。

どれが駄目、どれがいいということではなく、それぞれ必要なんだと思うんですけども、その程度といいますか、バランスといいますか、その辺のこと、大和町だけではなくて全世界で考えなければならない問題かもしれませんけれども、そういったことは意識してこれからこの地球を守っていくという観点から考えていく大きな課題、必要な課題であり、大きな課題だと思います。

議 長 （高平聡雄君）

渡辺良雄君。

1 0 番 （渡辺良雄君）

町長のお考え、理解いたしました。国は再生エネルギー、これを進めたいのが本音だろうと思うんですね。それぞれの住民が少し後ろ向きになっている。これも否めないことだろうと思うんです。先ほど町長のご答弁で、森林法やそれから公園の指定があるので難しいと考えているということなんですけれども、国が太陽光を進めたいんだったら、ぼこっと外してしまう、そんな恐れだってなしとはしないと私は思うんです。これがあるから大丈夫だなんていうと、ぼこっと外されて造られてしまうと。そうすると町長の公約が、美しい大和が飛んでいってしまうということにもなりかねない。こういう危惧をするわけございまして、町長は地方自治法でいうところの自治体の長でございますし、住民の身体、生命、財産、これを守る責任者でもあります。

奈良県の事例を1つ出しますけれども、条例がなかったために、町長がそれを守れないという事例なんですけれども、奈良県の平群町というところで、約50ヘクタールの山林、里山ですね、これがはげ坊主にされました。それはその工事開始の2年ぐら

い前から、住民が反対運動を展開したんですけれども、これが阻止できない。業者さんと地主さんで進んでいって、阻止できない。町長さんも阻止できないという状態になったわけですね。もう山がはげ山になって、もう住民は泣いている状態の中で、何とかしたいという方が、その計画の不備を見つけた。それは排水を偽造してごまかして造っていたんですね。それを出したんですけども、工事が止まらない。そこで奈良県の県議会議員が取り上げて、県議会で質問をした。それを奈良県知事が受け止めて、即中止ということで、現在工事は白紙に返って止まっています。しかしはげ山はそのままですね。そういうことに至ったということは、先ほども申し上げましたけれども、国の意向によって外されて造られて、町長は阻止したいけれども、阻止の手段がない。それはなぜか。条例がないからということに返っていつているということで、町長、条例を研究したいとおっしゃいましたので、安心はしているんですけれども、今一度そういったところですね、万が一我が町も今、宮城大学の裏に造っているメガソーラー、あるいはこれから建設されるメガソーラーですね、これがどのような影響を及ぼすのかというあたり、これに対して今は条例がありませんから、審議会があっても多分町長、文句なりやめろとは言えないと思うんですね。許可せんということとは言えないと思うんですが、そういったような、ちょっと何を言いたいかわからなくなりました。そういうこともありますので、強い気持ちを持って条例制定に向けて動いていただきたいと思うんですが、今一度町長のご答弁をお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

町の自然環境、自然だけではないんですが、あらゆる環境を守るということは、大きな町としての役割だと思っております。そういった中で、規制といいますか、そういったことができるできない、国の考え方、それといろいろな様々な力といいますか、規制の中でやっているわけですが、そういったものが町としてできる規制と、上部団体でできる規制といろいろあるところでございます。そういったところで町の条例というのがあるんだと思っております。先ほども申し上げたところでございますが、ソーラーについては必要だということもあって、今まで進んできた経緯もありますが、この状況になってきたときに、別な課題もでてきておるところでございますので、その課題に対する町としての手段といいますか、そういったものがその辺でまだ

薄い部分もあるということなんだと思います。条例につきましては、いろいろな考え方、いろいろな市町村でもやっているところがございますが、大和町に合う条例といえますか、そういったものを先ほど申し上げましたが、勉強しながら制定に向けて進んでまいりたいと思います。

議 長 （高平聡雄君）
渡辺良雄君。

1 0 番 （渡辺良雄君）

ぜひ条例については、お進めをいただきたいと思います。ちなみにですけれども、今年の4月1日、先ほど近隣市町村の条例の制定はご答弁いただきましたけれども、全国で見ますと4月1日時点で、自治体数は700幾つでしょうかね。146の市町村が太陽光発電所関連の条例制定をしているというような、これは記事中で見ました。ですので、もうかなりの市町村がこういう条例を制定してきているんだなと。やはり我が町を守る、そういったような観点での条例ではないかと思います。1 要旨目については終了します。

2 要旨目ですけれども、いろいろご答弁いただきまして、非常に考えていらっしゃるということですので、嬉しく思います。縄文の森、それから桑沼、これは桑沼という沼を含んで縄文の森の範囲設定が県によって行われて、県で整備の方針もつくりながら、県で整備をされているというのは、県のホームページで確認をしております。その中で1 点お尋ねしたいのは、この答弁の中で県が両方やるんだというような記載がちよっとあったんですけれども、大和町側、すなわち仙台市側から桑沼に至る道路は通行可能なんですけれども、大平から入っていく道路については、今、通行止めになっているんですかね。これは県が整備をしてくれるのか、我が町でやらなければならないのか、ここを1 点お尋ねをいたします。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

すみません、ちょっと具体的にその正確な状況を今把握しておりませんので、後ほど調べてご報告させていただきたいと思います。

議 長 （高平聡雄君）
渡辺良雄君。

1 0 番 （渡辺良雄君）

ご答弁いただいた内容で、ちょっと縄文の森が先行してしまったんですけれども、新しい道路についての、これからいろいろ考えていくということなんですけど、それだと全然イメージアップできないので、もう少しイメージアップできるようなご答弁を頂戴できたらと思うんですが、担当の課長からでも結構でございます。こんなことをイメージアップしているんだというのがもしいただけたら。というのは、県が前倒しすると、もう本当にすぐ早く完成が来ると。私が生きているうちには完成しないだろうなと思っていたんですけれども、ひょっとしたら生きているうちに通れるかもしれない。そういった中で、どういうふうにお考えなのか、もう少し具体的にお願いをいたします。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

具体的にということですが、あまり具体的なことではないんです、まだ。取りあえず進めていくということと、あと今、路線がはっきりまだ、今から工事をするものですから、その景観とかそういったものが、ちょっとここに書いてあったんですが、まだよくどういう景観になってくるんだろうとか、そういうことも見ていかなければいけないと思います。

それでこの議員お話しのとおり、環境を守りながら、一方では観光といいますか、皆さんに有効活用してもらうという形のことがございますので、大体といいますか、そういった開発をしてというようなイメージではないところではありますけれども、道路の景観で例えばこの場所からこういう景観が見えるとかというものが、工事をしている段階で見えてくると思っておりますので、それで最後の段階でそういうお話をさせていただきましたけれども、その状況を見ながら、おっしゃるとおり10年という期間ですので、10年ですからまだまだお元気だと思っておりますけれども、その期間、あまりないところでもございますので、その辺につきましては、工事と併せながら県

なりそういったところとも打合せをやって、どういった形が一番いいのか、その桑沼周辺、そこからこちらに引き込むという、引き込むという言い方もおかしいですが、回ってもらうようなことというのとも考えながらやっていかなければいけないと思っています。具体的にと言われますと、担当課長に言われても困っちゃうんだろうと思いますので、私が答えますね。

議 長 （高平聡雄君）

渡辺良雄君。

1 0 番 （渡辺良雄君）

具体的にお伺いした理由は、消極的と積極的とあると思うんです。県がやるんだからといってぼうっと眺めていて、できた後に何じゃ、こんなものかと言うのでは、それはもう最悪のパターンになると思うんですね。今、もう測量工事に入っているわけですし、その測量が終わる段階ぐらいから早くこんな感じだなというのを見つけて、積極的に県にこうしてほしい、ああしてほしい、こんなものが欲しいとか、いろいろ要求を出すためには、待ち構えているのではとても駄目だと思うんです。ですので、今、イメージをお伺いしたんですけれども、今のところないということは、ちょっと私、消極的すぎるんじゃないかと思いますので、これ、町長、優秀な課長がいるとおっしゃっていただいて、課長、言われればどんどんやると思いますので、せっかくできる道路ですので、県といいものをつくっていただきたいと思いますので、そこはひとつお願いをして1件目を終わります。

2問目にまいります。

町民バスの仙台市乗り入れは。

JCHO仙台病院が仙台市泉区紫山に令和3年5月1日オープンしました。ここに通院する町民は増加中と聞いております。この病院に公共交通機関で通院するには、宮城交通バスで泉中央まで行き、その後、仙台市営バスで移動することになるかと思っています。現在、宮城大学まで町民バスが運行されておりますが、その中で通院する複数の町民から、JCHO仙台病院まで町民バスを延ばしてほしいという意見があります。この経路は営業路線がなく、民業圧迫にはならないと思われます。富谷市と連携した利便性向上の可能性がないかお伺いをいたします。

議 長 （高平聡雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは町民バスの仙台市乗り入れについてお答えします。

町民バスは、民間バスの路線撤退によりまして、交通空白地域内での高齢者等交通弱者の生活の足の確保を図るため、9路線を設定し、平成11年10月に運航を開始いたしました。宮床線を除く他の路線では、乗客のいない空便の運行が多い状況から、見直しを行い、現在の路線となったものでございます。

現在、運行しております宮床線は、黒川高校へ通学利用者が多いことや、宮城大学に通う学生の利便性も考慮しまして、小野、もみじヶ丘、杜の丘地区を経由した定路線として、商業施設や医療施設、公共施設が集中している吉岡地区と結ぶ交通手段を確保するために運行しているもので、他市町村間の移動は民間の路線バスを利用いただくことを前提に、乗り継ぎを基本としておるものです。

ご質問では、JCHO仙台病院への営業路線はないとのこと指摘でございましたけれども、仙台市内を運行しておりますバス業者の路線図等では、宮城交通において宮城大学、泉中央方面行きは仙台保健福祉専門学校前からでございますが、宮城大学よりJCHO仙台病院までの直通ルートと乗り換えによるルートがございましたので、まずはバス会社に対しまして、現営業区間内での増便等について要望したいと、このように考えております。

議 長 （高平聡雄君）

渡辺良雄君。

1 0 番 （渡辺良雄君）

私、勉強不足でした。この専門学校前からJCHOまでバスが行っているというのをちょっと承知をしていまして、この一般質問となったわけですが、ではそのあそこから乗り継ぎで行けるというのは、今、承知をしたんですけれども、あそここの専門学校の前ですね、学生さんがたくさん、専門学校の学生さん、それから宮城大学の学生さん、すごい長い長蛇の列が登校、下校時、そこに病院の通院の方がお並びになれるのかなという一抹の不安、それから春、秋はいいんですけれども、夏、あるいは厳冬の冬、あそこで乗り換えろと言えるのかどうか、これはちょっと厳しいものがあるのかなと思います。町民バス、終点はやはりこちら側は公設黒川病院となって

いて、これは終点を黒川病院にしているのは、やはり通院の方の利便性を一番にお考えで、終点になさっているのかなと。これはとてもいい施策だと思っておりますけれども、南側が宮城大学と。これまではそれでもよかったのかなと、私、思うんです。しかし、JCHO病院というのは、普通の大学病院とか一般の医療法人の病院ではないんですよね。あそこは旧社会保険病院、それからもう1つ重なっているんですよね。3つ4つ5つぐらい重なって、そしていろいろな先生がいらっしゃって、総合病院の中でも極めて大きな病院になっていると。吉岡から通院される方、それから隣の、私のところの住まいは隣が富谷市ですから、大和町の町民バスさん、JCHOまで延ばしてくれるとって、富谷市からも結構リクエストが来ていて、吉岡からですともう少し寒くない方法としてはやっぱり泉中央まで行って、待機所のあるところで乗り換えて、となると、大体1,020円ぐらいかかるんですね。吉岡から泉中央まで780円ですか。そこからまた250円ぐらいかかると。となると往復で2,100円か2,200円ぐらいかかってしまうと。そういうことを考え、今、私勉強不足で知らなかったんですけども、あそこで乗り換え、下りて寒い中お待ちいただいて、宮交に乗り換えてJCHOまでと。やっぱりそれはちょっと厳しいかなと思うんですが、最初にあるからということでご答弁いただいた中では考えないというようなご答弁でしたけれども、今、私、直接町長に訴えた中で、町長、いかがですか。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
考えないということを申し上げたのではなくて、まず宮城バスのほうの便数をということです。お話しのとおり、宮城バスの便数も少ないんです。あることはあるんですけども。それで直接に行けるのが1便。1つはもう1回乗り換えなければいけないという便でありまして、そういうことでございますので、それぞれの病院に、あそこを通過して通うには非常に便利性が悪いと、不便というのがあると思っています。そういうことでありますので、まず宮城交通に便数を増やしてもらうという、これはお願いがまず第一、今できる最初だと思っています。あと宮城交通の状況、どういってお考えか、病院のことは多分まだ、病院を含めたルートの間隔帯になっているのかどうか、ちょっとそこは私まだ確認しておりませんが、おっしゃるとおりJCHOはまだ新しい病院でございますので、その以前の、JCHOバス停があるからそう

ではないんでしょうかね。何かその辺の患者さんのことまでを考慮した路線といいですか、時間にはなっていないような気もする、そうです、間違いなくそうだと思います。ですからまず、宮交さんにそのような、今、お話しいただいた大和町の方はもとより、お隣の市の方もということでございますので、そういった実態があるということ、ご要望があるということをしつかり宮城交通に伝えたいと思います。

あとその中で、例えば違った方法が見つかってくるのか、町ができることが何か出てくるのか、そういったことについても宮城交通との話合いの中で見いだせればということも考えられますので、まず宮城バスと話合いといいますか、状況確認、お話をしてみたいということでございますので、よろしくお願いします。

議 長 （高平聡雄君）
渡辺良雄君。

1 0 番 （渡辺良雄君）

この際ですので、もう1点、町長にご確認をさせていただきます。

大和町には、富谷市、あるいは大衡村の村民バスですとか、乗り入れ、入っていますが、以前の論議の中では仙台市に我が町民バスを乗り入れるのはちょっとというような雰囲気があったかと思うんです。今のJCHO病院云々はさておいて、仙台市内のどこかに、我が町の町民バスを乗り入れをさせていただきたいということが、仙台市と話し合った場合に、あるいは我が町でそういう話は出さないのか、仙台市に出してもそれは必要性があれば出せるんだというのか、そのどちらなのか、ちょっと見解をお伺いしておきます。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

現在、バスにつきましては、黒川郡、富谷も含めて、その中でという全体を一部やっているわけですが、もっと利便性の上がる方法はないかということで、いろいろ打合せといいますか、意見の交換をしているところでございます。

仙台市にということについては、その全体としての話の中では、今は出ておりません。町としてということでございますが、町としてという形でも仙台市に今、申し入

れた状況にはございません。さっき言いました宮城交通の問題とか、仙台市営バスの問題があってということでありまして、議員から仙台に行くルートについてのいろいろなお意見も頂戴しておりますので、どういった方法ができるのか、そういった研究は今、しておりますけれども、仙台市のほうに直接的に乗り入れるというような話は、現在はしておらないところでございます。

議 長 （高平聡雄君）

渡辺良雄君。

1 0 番 （渡辺良雄君）

もしＪＣＨＯ病院まで町民がバスが運行になると、黒川病院のお客さんを取ってしまう、そういう恐れもなきにしもあらずで、理事長としては非常に苦しくなる、そういう恐れもあるかもしれませんが、やはり町民の福祉向上と、こういったことの観点を考えますと、ぜひとも多くの町民が望んでいますので、あまつさえ隣の市民まで望んでいるような状況がありますので、一度真剣に考えていただきたいなと思います。

それでは３点目に入ります。

洞堀川の災害防止は。

洞堀川の災害防止や景観向上に関する６年前の一般質問においては、県に要望中との答弁でございました。その後の進捗状況をお伺いいたします。また、大和町西部地区開発に伴う洞堀川への水害防止の観点での影響の有無をお考えなのかどうか、お伺いをいたします。

議 長 （高平聡雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは洞堀川の災害防止に関するご質問でございます。

平成27年の９月の定例会議の際に、元議員の松浦議員から洞堀川の価値及び役割の一般質問がございまして、洞堀川は都市河川の位置づけとなっており、住民生活に潤いを提供する貴重な公共空間としての役割を担っており、河川整備後、年月が経過し、雑木、草木が繁茂する箇所が出てきたことから、その対策について、宮城県土木事務

所に、河川愛護等の会議の中や、各種協議会の中で要望していると回答したものでございました。現在におきましても、宮城県に対しまして、河川愛護会や宮城県市町村会を通じての宮城県予算編成並びに施策に関する要望などにより、洞堀川の改修事業の促進並びに河川内支障木の除去等、維持管理を徹底していただくように要望しているものでございます。

宮城県では、河川維持保全対策といたしまして、通常の維持管理のほか、令和元年度に国道457号熊野堂橋から町道吉岡宮床線、南鹿妻橋までの延長1,470メートル及び一級河川吉田川合流点から新檜橋までの延長380メートル、今年度には町道天皇寺高田線、天皇寺橋上流部から町道車堰線、車堰橋下流部までの延長400メートル、合計延長2,250メートル区間におきまして、河川内の支障木伐採並びに堆積土砂撤去等を実施していただいております。

また、宮城県からは、平成27年11月の関東・東北豪雨や令和元年東日本台風の豪雨に伴います河川周辺浸水被害対策として、洞堀川の河道断面を現在の毎秒30トンから95トンの流量になるよう、改修するものとして、吉田川合流点から熊野堂橋までの延長2,750メートル区間におきまして、今年度に現地測量及び調査設計を行い、令和4年度からは河川の河道掘削及び河川周辺の景観を考慮した護岸整備工事を町民皆様のご意見を伺いながら実施すると説明をいただいたところでございます。

町といたしましても、宮城県に対しまして洞堀川河川改修事業を早期に完成していただきますよう、引き続き要望してまいります。

次に、大和町西部地区開発に伴う同河川への影響の有無についてでございます。

大和町西部地区開発につきましては、大和町吉岡字土保田地区をメインとした大和町吉岡西部地区土地区画整理事業について進めております。当事業は、企業立地の受け皿となる新たな産業地の整備を目的とし、企業立地を対象とした流通系用地並びに住宅系の用地を確保し、施工面積30.4ヘクタールにて整備するものとしております。現在の状況でございますが、関係地権者からなる世話人会を組織いたしまして、事業地内の土地利用計画や市街化区域編入に向けて事業の推進を図っております。

議員ご質問の洞堀川への影響の有無でございますが、当該地区の雨水排水につきましては、地区内排水を1か所に集約する防災調整池を設けながら、導水管路にて洞堀川に放流するものとして計画しております。防災調整池は、区域内の雨水排水が一気に河川に流入し、河川に負荷がかからないよう、排水を調整する施設になっており、施設の規模、広さや深さにつきましては、宮城県防災調整池設置指導要綱に基づき、宮城県と打合せを行いながら検討しているところでございます。

以上です。

議 長 （高平聡雄君）
渡辺良雄君。

1 0 番 （渡辺良雄君）

ご答弁いただきまして、その中で今年度に現地測量、それから調査、設計を行い、そして令和4年度から河川の河道掘削及び河川周辺の景観を考慮した護岸工事を行っていくということで、安心をいたしました。これらについては、私、吉岡のほうじゃなくて団地の議員として、何でお前が洞堀川やというふうになるんですけれども、たまたま私、何人かの方にお話を聞いたものですから、一般質問させていただくんですが、結構洞堀川の沿線にお住まいの方で、何人かの方が非常にご不満を持っていられちゃると。

一つには町の広報がどのようなになっているのか、今、ここで広報がどうなっているか詳しく言えと言っても当然言えないかと思うんですが、広報の姿勢としてはどのようなものか、担当課長でも結構ですので、このように広報していると。すなわちやっぱり広報が足りていないんじゃないかなと。ですのでご不満がたまってしまうということがあるのかなと思うんですが、こんなにここ、もう計画されているのであれば、もう広報が出ているのかどうか、あるいはこれから広報されるのか、この辺少しお伺いをいたします。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

広報のこの洞堀川の工事につきましては、今年度からそういった設計がスタートということでありまして、まだ住民の皆様方に具体的な広報でお知らせしている状況にはございません。まだ設計の段階ということでありました。

なお、今後、先ほども申しましたけれども、護岸工事等をするに当たりましては、どういった護岸がいいのかといいますか、景観等々もございまして、県のほうでもそういった時期が来たら、そういった護岸等の考え方と言うんですかね、護岸だけではないかもしれませんが、そういったものを地区の方々に、全員ではないと思います

けれども、ご案内をしていろいろな意見交換といいますか、そういった場を設けながら進めていきたいというご意見も頂戴しておるところでございます。まだ町のほうで広報でそういったことを言っているわけではございません。県でもまだ正式にそこまですべて決まっておきませんので、そういった考えであるということ。計画は決まっていますけれども。

議 長 （高平聡雄君）
渡辺良雄君。

1 0 番 （渡辺良雄君）

これについては、もうこのように計画をされているということで安心はいたしました。そしてあと、西部地区開発ですね、これについても調整池を設けるんだということで、ほぼ町が新設されても洞堀川の負荷が増えない、これは安心できるのかなと思うんですが、町長、もう一度だけお尋ねしますが、この調整池、県が町と調整しながら造っているの心配ないよというのを、もう一度だけ念押しでご回答お願いします。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

開発地区といいますか、西部開発につきましては、規定がございまして、そしてその中でこういったものについてはこういった面積の物を設けなさいというものがありますから、そこはやっておりますし、これからもやっております。また、今回、洞堀川が河川が今度広くなるということでございますので、例えば、今、1か所に集めたのを排水するんですけれども、そちらの受けも30トンから95トン、3倍になりますので、ですからそちらの受けのほうも余裕ができるということでございますので、その辺については安心できるものと思っております。

議 長 （高平聡雄君）
渡辺良雄君。

1 0 番 （渡辺良雄君）

以上で私の一般質問を終了いたします。

議 長 （高平聡雄君）

以上で渡辺良雄君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は午前11時5分とします。

午前10時56分 休 憩

午前11時 4分 再 開

議 長 （高平聡雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

10番渡辺良雄議員から先ほどの発言について訂正の申出がありましたので、内容について報告いたします。年号を平成と申し上げた部分については令和だということと、町長の町長任期を5期と申し上げましたが、大変失礼しました、6期ということでございます。全国の自治体数ですが、約700と申し上げましたが、約1,700自治体ということでございますので、この場をもって訂正とさせていただきます。

8 番千坂博行君。

8 番 （千坂博行君）

それでは、今定例会最後の一般質問をさせていただきます。1件になります。

第4次総合計画、美しい自然を大切にする環境のまちづくりについて。

第4次総合計画改訂版の第2章、美しい自然を大切にする環境のまちづくりの施策展開の方針と主な取組の中で、公害の防止をうたっております。その内容については、公害の発生を未然に防ぐため、立地企業等との環境保全協定を締結するとともに、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、地盤沈下及び土壌汚染の状況把握と、環境の変化に迅速に対応できる監視、指導体制等の充実を図りますとなっております。

主な取組として、立地企業等との環境保全協定の締結などが挙げられていますが、協調的な表現ではあり、否定を感じさせる語句とは感じられません。どこまでをよしとし、どこから否とするのか。町長のお考えをお伺いします。

議 長 （高平聡雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、千坂議員の第4次総合計画の美しい自然を大切にする環境まちづくりに
ついてのご質問にお答えします。

本町の第4次総合計画の基本理念に掲げております定住環境の整備には、安定した
就業と所得の確保が重要となりますので、本町の基幹産業である農業と合わせ、工業
を基幹産業とする農工並進のまちづくりを推進し、現在、本町には数多くの企業が立
地し、工業出荷額も仙台市について県内第2位となるなど、仙台都市圏北部の中核都
市に発展いたしました。

しかしながら、本町が進める中核都市づくりは、工業集積を高めることだけが目的
ではなく、地域定住の前提であります就業の場の確保や七ツ森を初めとする豊かな自
然などを最大限に生かしながら、その効果を農林業や商業の振興、都市基盤の整備等
に充て、生活や産業、交通等、様々な定住環境が整った真の中核都市づくりを進めて
いくこととございます。

その一環といたしまして、自然豊かで人と産業が元気な町を将来像の一つとし、美
しい自然を大切にする環境のまちづくりを基本方針として、船形連峰、七ツ森、吉田
川及び田園風景と本町の美しい自然や景観をこれからも守り、未来の子供たちに引き
継ぎ、町、町民及び事業者、おのおのの自覚と責任の下、身近な日常生活や各種事業
活動などを通じた二酸化炭素の削減やごみ減量化等、環境負荷の軽減を図り、環境に
優しい資源循環型社会の構築を目指すこととしております。

また、大和町環境基本条例では、町は事業者に対し、生活環境及び自然環境の保全
に関して、必要と定めるときは、公害防止及び環境保全に関する協定、環境保全協定
の締結を進めております。環境保全協定では、工場等及びその周辺地域における良好
な環境を創出するため、それぞれ協力して最善の努力を払うことを基本に、公害防止
のための関係法令等の遵守を規定し、関係法令等に定めのない事項につきましては、
協議して覚書を交換し、覚書に違反したときには違反事項の改善等を命じ、事業場内
に職員が立入り調査できるよう規定するなど、環境の保全に努めることとしておるも
のでございます。

以上です。

議 長 （高平聡雄君）
千坂博行君。

8 番 （千坂博行君）

それでは再質問させていただきますが、内容的に先ほどの先輩議員と大分かぶるところがありまして、町長に同じ答弁、繰り返しの答弁はさせたくないと思いますので、いつも常々、要件まとめて短めにするというつもりでやっていますが、なおさら短くなるかもしれませんが、ご了承ください。

まず答弁の中で出てきました大和町環境基本条例、これは平成15年3月26日にできております。A4版で印刷すると7ページという、いろいろ記載されております。20年たっていますので、もう景観等々ちょっとかぶるところがあるかもしれませんが、大分変わってきていると思います。その辺町長、どのように感じられるかご感想のほどお願いします。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

景観の変化という、環境の景観ということによろしいですか。自然環境とかそういうやつではなくてという意味でしょうかね。やっぱりどんどん変わってきておりますので、いろいろ動きはあるといいますか、変わってきていると思っております。先ほどのお話にもありましたとおり、大分エネルギーのあれが変わってきておりますので、その中によって二酸化炭素を減らしましょうとか、そういった動きも出てきておりますので、やっぱり時代に合わせた形で、その求められるものと、あとそのことによって新たにでてくる課題が出てきておりますから、そういった意味での変わりはあるんだと思っております。

ただ、一方で自然環境とかそういったものを戻しましょうといいますか、本来ある姿に戻しましょうといいますか、そういった動きも当然であります、強くなっておりますので、開発と同時に本来あるものを維持する、あるいは元に戻すというか、そういった求めといいますか、そういったものが世の中に広がってきている部分があるのかなと思っております。

議 長 （高平聡雄君）
千坂博行君。

8 番 （千坂博行君）

今、町長がおっしゃったように、再生可能エネルギー等々広まってまいりまして、答弁にもありましたが、企業立地等々もやっぱり住みやすい環境づくりという意味では、やはり必要だと私も思いますが、ただ、どうでしょうかね、例えば砂を取ったり碎石を取ったりした後、それは地権者、その方がやっぱり利益があるところというところソーラーパネルを造ったりもするとは思うんですね。私もちょっと作業で行ったりなどすると、ある一定規模の大きさには、調整池を必ず造らなければいけないんですね。ただ、雨が降ってくると分かるんですが、必ずそこに流れるかということそうでもなくて、最終的には調整するのでそこに行くんですけどもね。そういうようにやってみないと分からないというところがいろいろあります。

最近話題になっていますけれども、熱海市などでも盛土だったり、昨日も一般質問の中であったと思うんですが、そういったもう人工的な環境といいますか、それはやっぱり後々からいろいろな問題が出てくるということというのが感じられると思うんですが、そういう意味で管理というところですね、どのようにされているのか。問題等々、過去の例でも構いません。あれば改善したという事例もあれば、お話しいただければと思います。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

人工環境といいますか、新たにやったことによってどんどん後から環境が変わってくるということはあると思います。今のソーラーとかそういうのもそうですし、要するに設置したことによって水の流れが速くなったとか、そういったこともあります。それについての管理の事例ということですか。すみません、例えばどういう、「じゃあ一旦お戻しいただいて」の声あり）

議 長 （高平聡雄君）
千坂博行君。

8 番 (千坂博行君)

すみません、私の質問が悪かったと思います。要するに建った後、施工された後というところで、どのような影響があるのか。そういったところをしっかりと調べられているのかという意味での質問です。本当に簡単に言えば、水の流れなどというのは流してみないと分からないわけで、それが既存の水路等々に行った場合に、本当にそこに行くのか、もう簡単などころから言えば、本当にそこに行くのか。それで量的にその幅は大丈夫なのかとか、そういったところがちゃんと管理されて、そこが監視されなければ、要するに川幅もおかしくなるし、護岸も変わってくるだろうし、そういった影響という、二次的な影響って出てくると思うんですよね。その辺をしっかりと見て、この基本条例の中で指導だったりという意味で、そのこのところにつながられているのかというところをお伺いしたいと思います。

議 長 (高平聡雄君)

浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

例えば工場で施設を造った場合に、その施設ができました、その後の状況の確認とか、そういった意味ということですね。こういったものにつきましては、完成時はもちろん検査しますし、それから例えば消防とかそういったものでも定期的に監視をするということがございます。

それから残念ながら例えば大雨が降ってそういったところからあふれ出てしまったとかといった場合の確認になる場合も現実的にはあると思っております。工場などの例えばあふれたとか、そういうやつの部分については。事前にそれを確認をしてということ、完成したときは当然確認しておるわけですが、その途中経過において定期的に確認を全てしているということではできていない部分もあると思いますので、それにつきましては、関係機関で定期的にやるとか、さっき言った消防とかですね。そういった形のものではやっているところでございます。

議 長 (高平聡雄君)

千坂博行君。

8 番 (千坂博行君)

監視、町のほうでいうところもありますが、この条例の中にも入っていますけれども、やっぱり企業努力というところも必要だと思いますので、その辺はやっぱり連絡会議等々あると思いますので、その辺でやっぱり改善していくべきところはしていただきたいと思いますという、多分町民の皆さん誰しもが思っていることだと思いますので、伺いいただきたいと。今でもやっていらっしゃると思いますので、引き続き続けていってほしいと思います。

ちょっと戻りますが、大和町環境基本条例、20年できてからたっていますが、この中に昔からあったんでしょうけれども、昨今、いろいろ環境問題について皆さん関心もあるし、健康被害だったりとか、水質の問題だったりも出てくると思うんです。いろいろなもう技術が進歩していますので、大分変わっては来ているというのは理解します。ただ、住民感情といいますか、そういったところはこの中には入っていないというところがあって、先ほども言いましたが、盛土だったりそういった意味で人工物に対しては大分びりびりしているというような感覚はあるんですが、これもちょっとかぶっちゃうんですが、町長のほうでそういったところを止めるといいますか、工事のストップとかというところまでいけるかいけないかという、ここはかぶっていますので質問しますが、今後、そういったところでどこまでというところを、みんな本当に知りたいと思っているんですよ。どういうものがよくてどういうものが悪いか。県の基準、国の基準で提案してくるんですので、そこは大丈夫だと思うんですよ。ただ、住民感情といった場合、どうしても不安が残る。その辺を解消するという手だてとか、町長が思っているところがありましたらお聞かせ願いたいと思います。

議 長 (高平聡雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

当然協定とかそういったもので結ぶわけですので、数値目標といいますか、そういったものも覚書とかそういったもので決定といいますか、やってくるところでございます。したがって、そういったものがクリアできなければ、国でなくても町でも、それは当然注意するなり、改善ということは当然やらなければならないということがあります。

それとあとそういったことは今でもやっているわけでございますので、住民の方に

そういったものを報告するかということでございますが、例えば全ての協定についての報告というのはなかなかできないところでございまして、例えば黒川行政でやっております環境公社、焼却施設ですね、ああいったところの場合ですと、例えば定期的にはばい煙の数値とか測ったり、そういったものについては広報とかそういったやつで公表をしておるという形、そういった公表の仕方が今、現実的になっているところでございます。定期的に全てを公表とかというのはなかなか、そういった方法については難しいところがあると思っておりますので、少なくとも公共のものについてといいますか、さっき言いました焼却炉とか、そういったものについてはできる限りの公表はしていきたいと思えます。

議 長 （高平聡雄君）
千坂博行君。

8 番 （千坂博行君）

産業の発達、発展という意味では、やっぱりどうしても施設というのは建てなくちゃいけないし、それによって環境が変わるというのはもちろん理解すると思えます。ただ、やっぱりこれ、昨日の新聞かな、これは登米市のほうのことで、事前協議の義務化ということで、条例化されているという記事が昨日載っておりました。要するに住民説明といいますか、住民の支持というか理解を得ないと、なかなか難しいというところがありまして、要は自分の利益になるものには首を縦に振りますけれども、不利益なところに関しては横に振るというのは、私もそうですけれども、皆さん誰しもそういうふうに使われると思えます。そういった意味で、こういった丁寧な説明といいますか、これはやっぱり必要であるし、そこに行政が関わってもらえるという安心感だったり、あとはこれも企業活動なので、例えば倒産という場合もあると思うんですよね。審査して開業を認めるわけですが、その後、倒産したらそこはどうなるのというところがあったり、その辺心配されるところが多々あると思えます。その辺をどう解決できるものか。町長のお考えは。

議 長 （高平聡雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

物事を始めるに当たってといいますか、造るにしても事業を始めるにしても、住民の皆さんのご理解といいますか、それが大事だというのはおっしゃるとおりでございまして、全くそのとおりだと思っております。したがって、もちろん反対、賛成、いろいろご意見はあると思いますけれども、丁寧な説明をして、そしてできるだけ多くの方に理解をいただくということは、基本だと思っております、全く議員の言うとおりだと思います。

それから、協定とか結んだ後の民間事業者の例えば倒産とかそうした場合の対応といいますか、要するに協定の中では行政とその事業者さんが協定を結んでいながら、倒産したときには行政がどこまで関わるかというお話なんだと思います。協定の中の倒産というものについての関わりというのは、行政で応援するというかそういったことはなかなかできないと思いますので、金銭的なですね。例えばその跡地の処分とか、そういうものについての考え方なのではないかと思います。県でもいろいろな形での竹ノ内とかあるところでありますけれども、ケースバイケースと言ったら語弊があるかもしれませんが、その内容にもよってだと思っておりますけれども、全く責任がないといって関係ありませんという言い方ができるのかどうか、行政としてですね、その辺については、これは個人の考えみたいな話になりますけれども、難しい部分は、行政としての関わりは非常に難しい部分があると思います。ただ人としては非常にそれでいいのかという思いも持つところでございまして、できるだけ関われるようなところを探してと言ったらあれですけども、少しでもお手伝いできるような立場として、行政として、どちらのお手伝いになるかということになるかもしれませんけれども、そういったことの関わりといいますか、その辺がどこまで持てるかという難しい部分があるんですけども、全く関係ないですよ、それはというものについては、個人的にはいかなものかという思いがございます。

議長 （高平聡雄君）
千坂博行君。

8 番 （千坂博行君）

町長の行政として、それと個人としてというところのご意見いただきました。なかなかやっぱり農工並進という場合、やっぱり難しい問題だと思います。ただ、やっぱりこの考えについては、町民の方々、もうほとんどみんな理解しているとは、私は思っております。そういう意味でやはり住民の理解、あとは企業努力、それとやっぱり

その経過ですね、どうなるかは分かりませんが、経過をきちっと見ていただいて、それで町の発展に尽くせるような行政であってほしいと思います。多少長くなりましたが、ここで一般質問を終わりにしたいと思います。

議 長 （高平聡雄君）

以上で千坂博行君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は午後１時とします。

なお、休憩終了後には、議案説明となりますので、傍聴席に着席されている議員の皆様は、この休憩終了後には議席へのご移動をお願いします。それでは休憩とします。

午前１１時３１分 休 憩

午後１２時５９分 再 開

議 長 （高平聡雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 （高平聡雄君）

午前中の一般質問の中で、10番渡辺良雄君の質問の中で、後ほど報告するという事項がありましたので、ここで報告を求めます。

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

議長からお許しをいただきましたので、報告ということでございますが、先ほど渡辺議員からのご質問の中でありました、桑沼大平線の管理についてでございます。その件につきまして調べましたので、担当課長から説明をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

議 長 （高平聡雄君）

商工観光課長浅野義則君。

商工観光課長 （浅野義則君）

渡辺議員の林道大平桑沼線の管理について報告させていただきます。

大平桑沼線につきましては、泉ヶ岳から桑沼まで町管理となっております。その以北の桑沼から旗坂キャンプ場までは、枡沢林道の名称で森林管理署、営林署の管轄となっております。以上でございます。よろしくお願いします。

議 長 （高平聡雄君）

以上で報告を終わります。

日程第 3 「議案第 5 2 号 大和町手数料徴収条例の一部を改正する条例」

日程第 4 「議案第 5 3 号 大和町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例」

日程第 5 「議案第 5 4 号 大和町子育て支援住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」

日程第 6 「議案第 5 5 号 令和 3 年度大和町一般会計補正予算」

日程第 7 「議案第 5 6 号 令和 3 年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」

日程第 8 「議案第 5 7 号 令和 3 年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算」

日程第 9 「議案第 5 8 号 令和 3 年度大和町宮床財産区特別会計補正予算」

日程第 10 「議案第 5 9 号 令和 3 年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算」

日程第 11 「議案第 6 0 号 令和 3 年度大和町下水道事業特別会計補正予算」

日程第 12 「議案第 6 1 号 令和 3 年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算」

日程第 13 「議案第 6 2 号 令和 3 年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算」

日程第 14 「議案第 6 3 号 令和 3 年度大和町水道事業会計補正予算」

議 長 （高平聡雄君）

次に、日程第3、議案第52号 大和町手数料徴収条例の一部を改正する条例から日程第14、議案第63号 令和3年度大和町水道事業会計補正予算までを一括議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長 （阿部昭子君）

では、午後の部、どうぞよろしくお願いいたします。

では議案書6ページをお開きください。

議案第52号になります。大和町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、行政手続等における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、地方公共団体、情報システム機構、通称J-LISが申請者から個人番号発行手数料を徴収することができるようになり、その徴収事務を各市町村に委託することができることとなりました。それを受け、J-LISと町で委託契約を締結し、手数料徴収事務に当たることとなったため、発行手数料は歳入歳出外現金として取り扱うようになったものであります。そのことにより、手数料徴収条例から、この関連の33号を削除し、以後の号を繰上げするものでございます。

次に、附則でございますが、この条例は公布日から施行するものであります。

以上になります。よろしくお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

子育て支援課長遠藤眞起子さん。

子育て支援課長 （遠藤眞起子君）

続きまして、議案書7ページをお願いいたします。

議案第53号 大和町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例でございます。

大和町放課後児童クラブ条例の一部を、次のように改正するものでございます。

9月7日の全員協議会でお時間を頂戴いたしまして、放課後児童クラブの運営見直しについて、ご説明を申し上げましたが、概要といたしましては、1つ目として、第3土曜日のみ土曜開館していたところを、全ての児童クラブで土曜日を開館とすること。2つ目として、学年休業日に通常開館を午前9時から朝延長時間を午前8時から午前9時としていたところを、午前7時30分から通常開館とすること。3つ目として、

大和町放課後児童クラブの通常利用時間にかかる利用料を新たに保護者の皆様にご負担いただくこととし、所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表によりご説明を申し上げます。

第1条につきましては、各放課後児童クラブの実施施設は、吉岡放課後児童クラブを除き、児童館設置条例により、施設の設置を行っておりますが、吉岡放課後児童クラブについては、単独の条例であります大和町吉岡放課後児童クラブ条例により、施設の設置を規定し、今回、改正いたします大和町放課後児童クラブ条例で、その管理等について規定しておりました。今回、大和町吉岡放課後児童クラブ条例を廃止し、地方自治法第244条の2第1項に基づく施設の設置について、本条例で規定するものでございます。

第2条につきましては、放課後児童クラブを児童クラブと略称を定めることについて、第1条を改正し、用語の定義を定めるため、第2条の中から、以下、児童クラブという文言を削除いたします。

第3条につきましては、臨時休業日の設定と休業日に業務をできることを規定していたものを、必要に応じて休業日を変更できるように改正するものでございます。また、第3条第1号につきましては、これまで休業日を土曜日、日曜日としていたものから、土曜日を削除し、町内全児童クラブで来年4月から土曜日を通常開館を実施するものでございます。

第4条第1項第2号につきましては、学校休業日の通常開館時間をこれまで午前9時から午後6時30分までとしておりましたが、午前7時30分から午後6時30分までと改めるものでございます。第4条第2項につきましては、これまで朝延長と夕延長の2つを延長時間と定めていたものを、通常開館時間を朝7時30分からとするため、朝延長を廃止し、夕延長のみを延長時間とするものでございます。

8ページをお願いいたします。

第6条第1項につきましては、これまで通常利用時間にかかる利用料金を無料としておりましたが、有料化することといたしまして、料金を新たに別表に記載いたしました。

8ページ下から9ページの別表をご覧ください。

通常利用料といたしまして、通年利用は月額3,000円、長期休業期間のみ利用する場合は、学年始の休業日を1,000円、夏期休業日を3,000円、登記休業日を2,000円、学年末の休業日を1,000円とし、それぞれの区分で延長する場合は、おのおの1,000円とするものでございます。なお、備考の1で長期休業日とは、大和町立学校の管理に

関する規則第3条第1項第3号から第6号に定める、学年始、夏期、冬期、学年末休業をそれぞれ指すこととしております。また、備考の2、3で、通常利用料とは、本条例第4条第1項に規定する学校授業日の午後6時30分までの時間を利用する場合の料金を言い、延長利用料とは条例第4条第2項に規定する午後6時30分から午後7時までの時間を利用する場合の料金を言うこととしたものでございます。

8ページにお戻り願います。

第6条第2項でございます。改正前の第6条第2、3、4項では、これまで朝延長の料金について規定しておりましたが、朝延長制度を廃止するため削除し、新たに多子減免を規定するものでございます。同一保護者に係る第2子以降の利用料金は、通常利用料、延長利用料、共に半額とするものでございます。第3項では、改正前の第5項を3、4項を削除したことにより、第3項に繰上げ、延長利用と規定していたものを通常利用料、延長利用料の両方を含む利用料という文言に改めるものでございます。

第7条につきましては、規則で定めるところにより、利用料を減免できると表現を改めるものでございます。

9ページをお願いいたします。

最後に附則でございます。この条例は令和4年4月1日から施行するものでございますが、附則2項で、準備行為は条例の施行前においても行うことができるといたすものでございます。また、本条例第1条で、吉岡放課後児童クラブの公の施設の設置について規定することとしたため、附則の3項で大和町吉岡放課後児童クラブ条例を廃止するものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

都市建設課長 亀谷 裕君。

都市建設課長（亀谷 裕君）

続きまして、議案書10ページをお願いいたします。

議案第54号 大和町子育て支援住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

大和町子育て支援住宅設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

第2条名称及び位置に、昨年度より整備を行っておりました宮床地区の子育て支援住宅が今年度完成をいたしますことから、同表の上段に新たな名称といたしまして、宮床子育て支援住宅を、位置の欄には大和町宮床字中野21番地を、構造を木造平屋建てとし、戸数の欄には1号棟1戸、2号棟1戸、3号棟1戸、4号棟1戸とするものでございます。また、その下段の吉田子育て支援住宅でございますが、位置の欄でございます。土地の分筆に伴います地番の変更によりまして、大和町吉田字仁和多利20番から20番の1に変更し、戸数の欄には従来の3戸に加えまして、今年度新たに2戸を完成いたしますことから、4号棟1戸、5号棟1戸を加えるものであります。

続きまして、第10条関係の別表上段に、名称、宮床子育て支援住宅、家賃の月額、4万円を加えるものでございます。

附則でございます。この条例は、令和3年10月1日から施行するものでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

財政課長菊地康弘君。

財政課長（菊地康弘君）

それでは、議案書の11ページをお願いいたします。

併せまして、別冊の歳入歳出補正予算事項別明細書第5号につきましても、手元にご準備をお願いいたします。

議案第55号 令和3年度大和町一般会計補正予算（第5号）でございます。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出それぞれ3億2,596万円を追加いたしまして、予算の総額を135億3,878万5,000円とするものでございます。

第2項予算補正の款項の区分につきましては、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

第2条、債務負担行為の補正で、追加でございまして、第2表債務負担行為補正によるものであります。

第3条は、地方債の補正で、追加でございまして、第3表地方債補正によるものであります。

それでは、議案書の14ページをお願いいたします。

「第2表 債務負担行為補正」でありまして、追加でございます。

2つの事項につきましては、放課後児童クラブの通常利用の有料化及び土曜日開館

の実施の変更に要しますシステム改修等が必要になるものでございまして、1件目が学童保育システム保守業務と2件目が学童保育システム賃貸借でございまして、期間につきましては、いずれも令和4年度から令和8年度まででございまして、限度額につきましては、それぞれ記載のとおりでございまして、

次に、議案書の15ページをお願いいたします。

「第3表 地方債補正」でありまして、追加でございまして、

起債の目的としまして、一般単独災害復旧債でありまして、こちらは本年2月に発生いたしました福島県沖地震などによりまして、庁舎の外壁タイルが被害を受けたことにより、その借入れを行いまして、復旧工事に充てるものでございまして、限度額につきましては、2,390万円でございます。また、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、掲載のとおりでございます。

それでは別冊の事項別明細書第5号の3ページをお願いいたします。

初めに、2の歳入でございます。

16款1項1目民生費国庫負担金5節93万3,000円につきましては、低所得者保険料軽減負担金につきまして、令和2年度分の実績によります不足分を追加するものでございまして、

2項1目総務費国庫補助金5節9,958万2,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を計上するものであります。

同じく2目民生費国庫補助金2節305万円につきましては、コロナ禍での保育所支援でございまして、園児数に応じて30万円から50万円を補助するものでありまして、その2分の1が補助金となるものであります。

17款2項2目民生費県補助金3節1,062万9,000円につきましては、説明欄にございます乳幼児医療の次の乳幼児医療費委託費につきましては、安心子育て医療費に充当いたすもので、独り親家庭支援事業費はコロナ対策事業でございまして、対象世帯にお米10キロをお届けする事業費の県補助金を計上するものであります。

4目農林水産業費県補助金1節75万円は、新たに農業を始める方に対し、農業次世代人材投資事業費を計上するものであります。

5目消防費県補助金2節37万円は、小学校スクールゾーン内ブロック塀等除却工事助成事業費であります。

21款1項1目繰越金につきましては、令和2年度の決算剰余金のうち2分の1を財政調整基金に積み立て、残りの額を今回の補正における歳出見合いで計上するものでございまして、

22款4項1目農業費受託事業収入1節19万円につきましては、県の農地中間管理機構受託事業収入を計上するものであります。

5項3目雑入の5万円につきましては、県暴力団追放推進センター助成事業費を計上するものであります。

23款1項4目災害復旧債2節2,390万円は、一般単独災害復旧債を借り入れまして、役場庁舎外壁修繕工事に充てるものでございます。

歳入は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

総務課長千葉正義君。

総務課長（千葉正義君）

それでは、引き続き事項別明細書5ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目議会費でございます。今回の補正につきましては、議員のなり手育成、議員定数と報酬、議員の兼職と兼業など、今後の大和町議会の在り方などを検討の上、その結果などを住民に周知し、理解を得ることを目標といたしております。今年度はその第一段階として、町内の有識者及び各種団体代表からの意見聴取、専門家を招いてのセミナー開催などを予定しているものであり、その関係予算を計上いたしております。さらに、12月定例会議前に完了予定の議会システム更新に合わせ、進めております議会インターネット中継、それに対応する議場内のLANケーブル配線整備にかかる経費を計上するものであります。

初めに、2節から4節につきましては、4月の人事異動などを反映した人件費の調整を行ったものでございます。なお、これ以降の各科目におきましても、2節から4節のうち、人事異動等によります一般職の人件費に関しましては、説明を省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

続きまして7節でございますが、先ほど説明いたしました今後の大和町議会の在り方を検討していく経費として、セミナーの講師2名分及びワークショップに参加していただく予定の20名に対する5回分の謝金でございます。

14節につきましては、議会インターネット中継に伴います議場内LANケーブル配線工事でございます。

続きまして、2款1項1目総務管理費1目一般管理費でございます。1節、3節及

び8節のパートタイム会計年度任用職員は、職員の病気休暇等に伴います事務補助員の任用のため、追加いたすものでございます。

また、以降の科目におきます会計年度任用職員に係ります補正につきましては、人員の増など、特別の事情によるもの以外は、実際の4月の人員配置による人事異動と同様のものがございますので、説明を省略させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

財政課長菊地康弘君。

財政課長 （菊地康弘君）

続きまして、5目財政管理費の14節でございます。鶴巣防災センター管理費につきましては、調理室の給湯器が経年劣化によりまして故障してございます。台風シーズンを迎えまして、避難所に指定されておりますので、交換工事を行うものでございます。庁舎管理費につきましては、本年2月、3月、5月の地震等で役場正面ATMと玄関脇の通路の段差が生じたことから、その補修のほか、役場北側の犬走りとインターロッキングの段差解消、正面玄関入口部分の側溝劣化補修のほか、3階議会ホールの窓にロールカーテンを設置する費用をお願いするものでございます。

よろしくお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

総務課危機対策室長児玉安弘君。

総務課危機対策室長 （児玉安弘君）

それでは、続きまして、13目諸費でございます。

14節につきましては、暴力追放の町看板の老朽化に伴います撤去新設に要する費用の追加をお願いするものでございます。

以上でございます。

議 長 （高平聡雄君）

税務課長小野政則君。

税務課長兼徴収対策室長 （小野政則君）

続きまして、2款2項1目税務総務費でございます。

1節及び8節につきましては、総務課所管となります固定資産評価審査委員会の課員開催を年1回予定しておりましたが、審査案件により追加をお願いするものでございます。

17節につきましては、備品購入費としまして、税務課課内事務所内のシュレッダーを更新するものであります。

次に、2目賦課徴収費でございます。

7ページをお願いいたします。

1節、3節、4節及び8節につきましては、課税資料等の整理事務従事のため、パートタイム会計年度任用職員を任用するに係る報酬等と、合わせて4節につきましては、フルタイム会計年度任用職員の社会保険料につきまして追加をお願いするものであります。

10節、11節及び26節につきましては、公用車の車検点検に係る経費について、追加をお願いするものであります。

預貯金照会システムに係る費用を13節から11節に予算の組替えをお願いするものであります。

22節につきましては、町県民税等の過年度還付金について、追加をお願いするものであります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長 （阿部昭子君）

続きまして、3項1目戸籍住民基本台帳費になります。

8ページをお願いいたします。

8節につきましては、地方公共団体情報システム機構に出向き、コンビニ交付に係りますシステムの工程試験を実施するための職員旅費になります。

以上になります。よろしくお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

福祉課長蜂谷祐士君。

福祉課長 （蜂谷祐士君）

引き続き 8 ページをお願いいたします。

3 款民生費 1 項社会福祉費 1 目社会福祉総務費でございます。

27 節につきましては、国民健康保険事業勘定特別会計の繰出金の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして 9 ページをお開き願いたいと思います。

3 款 1 項 2 目老人福祉費の 22 節は、令和 2 年度高齢者保健福祉関係事業費補助金分の償還金として 41 万 1,000 円と、令和 2 年度低所得利用者負担軽減対策補助金分の償還金として 2 万 5,000 円を合わせた 43 万 7,000 円の増額補正をお願いするものでございます。

27 節は介護保険事業勘定特別会計の人件費 951 万 8,000 円の減額分と、令和 2 年度低所得者保険料軽減負担金 93 万 4,000 円の増額分を合わせた繰出金 858 万 4,000 円の減額補正をお願いするものでございます。

同じく 3 款 1 項 6 目後期高齢者福祉総務費の 27 節は、後期高齢者医療特別会計の繰出金の減額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

子育て支援課長遠藤眞起子君。

子育て支援課長 （遠藤眞起子君）

続きまして、2 項 1 目児童福祉総務費でございます。

10 ページをお願いいたします。

1 節、2 節、3 節、4 節、8 節につきましては、子ども家庭支援員のフルタイム勤務からパートタイム勤務変更により、人件費を組み替えるものでございます。

3 節の時間外勤務手当につきましては、保育所、児童館職員の新型コロナウイルス感染症対策に係る消毒作業等に要するものでございます。

12 節は、あんしん子育て医療費の支払事務委託料を、18 節は私立保育園や民営の放課後児童クラブ、児童支援センターへ新型コロナウイルス感染症対策に係る人件費や衛生用品の購入に対して補助金を交付するものでございます。

19節は、あんしん子育て医療費について、実績見込みによる増額をお願いするものでございます。

続きまして、2目児童措置費でございます。

独り親家庭等応援事業費に要します経費で、独り親家庭、低所得の子育て世帯に対し、経済支援及び子の健全な育成のための食事支援を目的として、大和町産のお米をお届けする事業を実施するものでございます。

10節は、封筒などの消耗品費を、11節は通知発送にかかる郵送料を、12節は大和町産のお米10キロと発送に伴う委託費でございます。

11ページをお願いいたします。

続きまして、5目児童館費でございます。

12節は、児童クラブの有料化に伴うシステム構築を進めるためのシステムの保守料を、13節は、システムのリース料でございます。

以上でございます。よろしくどうぞお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

健康支援課長櫻井和彦君。

健康支援課長（櫻井和彦君）

続きまして、4款1項1目保健衛生総務費でございます。

12ページになります。

27節でございますが、人件費調整分といたしまして、戸別合併処理浄化槽特別会計の繰出金減額をお願いするものでございます。

よろしくをお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

財政課長菊地康弘君。

財政課長（菊地康弘君）

続きまして、5款農林水産業費1項農業費の2段目の2目農業総務費でございますが、こちらは13ページをお願いいたします。

上から2つ目の14節でございますが、こちらは町民研修センター駐車場の照明灯のポールの根元が腐食しておりまして、既に撤去いたしております。その対応といたし

まして、町民体育センターの壁面に広角タイプのLED照明灯2基を設置する費用をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

農林振興課長遠藤秀一君。

農林振興課長（遠藤秀一君）

同じく13ページでございます。

3目農業振興費3節及び10節は、県農地中間管理機構を通した農地集積事業を推進するための事務経費でございます。

18節負担金は、県青果物価格安定総合補償協会に対しまして、令和2年産のトマトの出荷数量が過剰となり、販売価格が下落したことによりまして、補償金が発動いたしております。そのことを令和3年度に精算するため、町負担分を計上するものでございます。

補助金でございます。農業次世代人材投資事業は、国の補助事業を活用して、新規就農者1名分の支援を行うものでございます。

次に、5目農地費10節消耗品費は、田んぼダムを推進するための田の排水溝に設置する排水口を小さくする石板を購入するための経費で、排水溝がコンクリートで整備されました大和町鶴巣東部地区及び西川地区で今年度は約20ヘクタールを試験的に取り組むものでございます。

14節は、吉田の高田地区の大堤ため池の法面修繕、及び宮床難波地区高山の農道の一部舗装を行うための経費でございます。

3項1目水産業振興費の3節、12節のうち9万5,000円、13節につきましては、来月の10月3日に第40回海づくり大会の関連行事を七ツ森湖畔の花野果広場の開催形式でございましたが、県実行委員会からこのコロナ禍により関連行事は中止との連絡がございましたが、はなやかなの代表者の方に出店の意向を確認したところ、何らかのイベントは実施したいということであり、コロナ禍の状況にもよりますが、代替のイベントを10月下旬に繰り下げて実施するための経費でございます。

10節は、伊達いわな支援事業分を18節補助金へ予算の組替えを行うものでございます。

12節のうち5万8,000円につきましては、庁舎入口に展示しております伊達いわな

水槽清掃を10月から週1回程度シルバー人材センターへ委託する経費でございます。

18節補助金につきましては、伊達いわな町内出荷補助と町内伊達いわな支援事業を一本化し、10月から3月までの令和3年度の下半期に町内12店舗で伊達いわな取扱い店に対する支援事業を実施するための経費でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

商工観光課長浅野義則君。

商工観光課長（浅野義則君）

続きまして14ページでございます。

6款1項2目商工振興費につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金によります財源の組替えでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

都市建設課長亀谷 裕君。

都市建設課長（亀谷 裕君）

続きまして、事項別明細書14ページの下段をお願いいたします。

7款2項1目道路維持費でございます。

7節につきましては、除融雪作業の補助員に要します費用をお願いするものでございます。

15ページをお願いいたします。

10節につきましては、冬期間、道路路面凍結時の路面凍結注意等の看板費用、除融雪PR用チラシ作製費用及びマンホール等の段差擦りつけ並びに町道宮床難波線ほかの小破修繕に要します費用をお願いするものでございます。

12節は、過去5年間の実績平均から当初予算でご承認いただきました費用を差し引きました除融雪経費のほか、防雪柵設置、撤去の業務に要します費用及び町道吉岡吉田線にございます歩道に支障がある高木の伐採業務等並びに町道五寺坊線ほかの道路側溝堆積土砂撤去等業務に要する費用をお願いするものでございます。

14節は、町道衡南松坂平線の家屋連担区間におきまして、舗装状況や復旧方法、面

積等を考慮しまして、舗装修繕工事に要します費用をお願いするものでございます。

なお、修繕方法につきましては、舗装打替えにより行う予定としてございます。

15節は、道路補修用アスファルト乳剤及び融雪剤購入に要します費用をお願いするものでございます。

続きまして3項1目河川費の10節につきましては、準用河川湯名沢川ほか土羽法面等の小破修繕に要します費用をお願いするものでございます。

続きまして、16ページをお願いいたします。

4項3目公園費の10節につきましては、本年度実施しました遊具点検におきまして、修繕が必要となりました吉岡南中央公園ほかにございます遊具修繕に要します費用をお願いするものでございます。

14節は、一里塚公園にございますあずまやが老朽化により使用できない状況となっておりますことから、撤去に要します費用について、お願いするものでございます。

続きまして、5項1目住宅管理費の14節につきましては、以前より町営住宅の木造戸建て住宅から集合住宅への特定入居を進めており、今回、橋本住宅で1棟、道下住宅で1棟の計2棟が特定入居として空き家になり、また、住宅入居者の撤去に伴いまして、空き家となりました下小路住宅2棟、合わせまして計4棟の撤去に要します費用をお願いするものでございます。これによりまして、橋本住宅は全て解体、道下住宅は現存が2棟、下小路住宅は1棟となるものでございます。

以上となります。よろしくをお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

危機対策室長児玉安弘君。

総務課危機対策室長 （児玉安弘君）

続きまして、8款1項3目消防施設費についてでございます。

10節修繕料といたしまして、吉田嘉太神地内にございます防火用水用のタンクの塗装修繕に要する費用の追加をお願いするものでございます。

5目災害対策費につきましては、小中学校スクールゾーン内ブロック塀等除却事業に対する県補助金によります財源の調整を行うものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 （高平聡雄君）

教育総務課長文屋隆義君。

教育総務課長 （文屋隆義君）

続きまして、９款１項教育総務費の２目事務局費でございますが、こちらは事務局運営費と子供の心のケアハウス事業費に係る補正でございます。

１７ページをお願いいたします。

１１節は、子供の心のケアハウスで使用いたします公用車において、通所する児童生徒の送迎等を行うために、搭乗者保障を追加するものでございます。

１２節は、新型コロナウイルス感染確認時の校舎等消毒作業の業務委託料３９２万２、０００円の追加と、こころのプロジェクト「ユメセン」事業の中止による減額２７４万２、０００円との差額１１８万円の追加をお願いするものでございます。

次に、２項小学校費の３目施設整備費でございます。

１０節は、急破修繕料の追加をお願いするもの。

１２節は、新型コロナウイルス感染症防止のため、プール授業中止に伴うプール清掃作業業務の追加と、体育施設設備の安全確認、点検業務の追加をお願いするものでございます。

次に、３項中学校費の１目学校管理費でございます。

１２節は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、スクールバス増便に伴う運行業務の増額をお願いするものでございます。

次に、２目教育振興費でございます。

１３節は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、大和中学校及び宮床中学校の修学旅行に係るバス増便対応分の借上げ料であります。当初、新幹線を利用する行程を予定しておりましたが、旅行先の変更に伴い、全行程をバスで移動することに変更した事による車借上げ料の増額をお願いするものでございます。

次に、３目施設整備費でございます。

１０節は、急破修繕及び大和中学校２階職員トイレ排水管の漏水修繕に係る修繕料の追加をお願いするもの。

１２節は、大和中学校テニスコート脇の樹木伐採業務と、体育施設設備の安全確認点検業務の追加をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 （高平聡雄君）

公民館長村田晶子さん。

公民館長 （村田晶子君）

それでは、9款4項4目まほろばホールの管理運営費でございます。

13節であります、まほろばホールの空調用冷温水発生装置工事の現場作業が10月から12月まで施工されることに伴い、暖房が使用できない期間があります。気候の変動により、寒さの厳しい時期の貸し館等に応急的に使用する暖房機器のレンタル費用であります。

次に、18節であります、施設管理に伴う講師の防火管理が5年間の期間満了となりまして、再講習を要するための受講料をお願いするものでございます。

よろしくお願いいたします。

議長 （高平聡雄君）

生涯学習課長瀬戸正昭君。

生涯学習課長 （瀬戸正昭君）

続きまして、5項2目広場管理費でございます。

10節につきましては、鶴巢山田レクリエーション広場におきまして、広場の稲わらの撤去、現状復旧がほぼ完了いたしましたところでございますが、グラウンドのホームベースの老朽化が進んでおりますことから、今回ホームベースを新しいものに交換するため、修繕料の補正をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 （高平聡雄君）

財政課長菊地康弘君。

財政課長 （菊地康弘君）

続きまして、19ページをお願いいたします。

10款3項1目現年単独災害復旧費につきましては、庁舎外壁タイル等が経年劣化及び本年2月の福島県沖地震などで被害を受けましたことから、その工事請負費をお願いするものでございます。

歳出につきましては、以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長 （阿部昭子君）

続きまして、議案書16ページをお開きください。

議案第56号 令和3年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条1項につきましては、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ5万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億4,836万6,000円とするものであります。

2項につきましては、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるものであります。

事項別明細書31ページをお開きください。

歳入でございます。

6款1項1目一般会計繰入金につきましては、人件費の調整により増額するものであります。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費につきましては、2節から4節までは同じく職員人件費の調整により増額するものであります。

以上になります。よろしくお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

福祉課長蜂谷祐士君。

福祉課長 （蜂谷祐士君）

続きまして、議案書18ページをお願いいたします。併せまして、別表の大和町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出事項別明細書の38ページのご準備をお願いいたします。

議案書でございます。

議案第57号 令和3年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）でございます。

令和3年度大和町の介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定める

ところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,448万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億6,085万4,000円とするものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、19ページの「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

それでは、別冊の事項別明細書38ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3款1項1目介護保険給付費880万9,000円につきましては、令和2年度介護給付費負担金の追加交付によります増額補正をお願いするものでございます。

同じく2項5目介護保険事業費負担金133万6,000円は、介護保険システム改修に係ります国庫補助金の増額補正をお願いするものでございます。

7款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金858万4,000円の減額につきましては、一般会計からの人件費、人事異動に伴います951万8,000円の減額と、低所得者保険料軽減負担金の交付分93万4,000円の追加増額によります繰入金の補正額をお願いするものでございます。

8款繰越金1項1目繰越金1,292万円につきましては、歳入歳出予算見合い分を繰越金にて充てるものでございます。

39ページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございます。

1款1項1目一般管理費836万6,000円の増額につきましては、2節、3節、4節の人件費調整分の増額補正をお願いするものでございます。

12節は、介護保険システム改修業務の委託料でございます。

24節は、財政調整基金の積立金1,279万6,000円でございます。

続きまして、3款1項1目第1号被保険者還付加算金、22節の25万4,000円につきましては、介護保険料の歳出還付として、31名、49件分の増額補正をお願いするものでございます。

同じく、2目償還金、22節の827万6,000円につきましては、令和2年度の精算分としまして、介護保険費負担金及び地域支援事業交付金精算に伴い、国及び県社会保険診療報酬支払基金への償還金の追加補正をお願いするものでございます。

続きまして、40ページでございます。

4款3項3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費241万5,000円の減額につきましては、2節、3節、4節の人件費調整分の減額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いします。

議 長 （高平聡雄君）

財政課長菊地康弘君。

財政課長 （菊地康弘君）

それでは、議案書の20ページをお願いいたします。

議案第58号 令和3年度大和町宮床財産区特別会計補正予算（第1号）でございます。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出それぞれ8万6,000円を追加いたしまして、予算の総額を973万6,000円とするものでございます。

第2項予算補正の款項の区分につきましては、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

それでは別冊の事項別明細書47ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

2款1項1目1節に、財産造成基金から8万6,000円を繰入れいたすものでございます。

3の歳出でございます。

2款1項1目一般管理費につきましては、前宮床財産区会長の急逝に伴い、開催いたしました宮床財産区管理委員推薦委員会につきましては、その報償費を12節の委託料から流用措置いたしてございまして、今回、同額の8万6,000円を措置いたすものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長 （阿部昭子君）

続きまして、議案書22ページをお開きください。

議案第59号 令和3年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ315万7,000円を減額し、歳入歳出それぞれ2億3,491万8,000円とするものでございます。

2項につきましては、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表によるものでございます。

事項別明細書49ページをお開きください。

歳入でございます。

3款1項1目事務費繰入金につきましては、一般会計からの人件費調整分を減額するものでございます。

5款2項1目保険料還付金につきましては、宮城県後期高齢者医療広域連合から、過年度の保険料の還付を受けるものであります。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費につきましては、2節から4節まで職員の人件費調整分を減額するものでございます。

3款1項1目保険料還付金につきましては、過年度の保険料を被保険者に返還するものでございます。

以上になります。よろしく願いいたします。

議長（高平聡雄君）

暫時休憩します。

再開は午後2時10分とします。

午後1時55分 休憩

午後2時10分 再開

議長（高平聡雄君）

再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

上下水道課長蜂谷俊一君。

上下水道課長（蜂谷俊一君）

引き続きよろしくお願いします。

議案書24ページをお願いします。事項別明細書については53ページからとなります。

議案第60号 令和3年度大和町下水道事業特別会計補正予算（第1号）であります。

令和3年度大和町の下水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,145万5,000円を追加し、それぞれ8億4,933万3,000円とするものでございます。

2項としまして、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

第2条、地方債の補正であります。

地方債の変更は、第2表の地方債補正によるものでございます。

26ページをお願いします。

第2表地方債補正、変更でございます。

起債の目的は、公共下水道事業で污水管敷設工事に伴うもので、補正前3,230万円を、補正後3,660万円とするものであります。

起債の方法、利率、償還方法は、記載のとおりであります。

事項別明細書54ページをお願いします。

歳入であります。

5款繰越金1項1目繰越金については、財源調整に伴うものでございます。

7款町債1項1目下水道債については、吉田字山ノ神地内において、下水道管及び公共ます設置工事を行うことにより、借入れを行うものであります。

続きまして、55ページ、歳出であります。

1款土木費1項1目一般管理費につきましては、人件費の調整に伴う補正であります。

続きまして、2項1目建設費であります。

2節から4節まで、人件費の調整に伴うもの。

14節につきましては、補助事業であります令和2年度におけるストックマネジメントにおいて、マンホールポンプ場10か所を調査し、更新設計を予定しておりましたが、調査の結果、不具合がなく、委託費について14節へ組替えを行い、補助対象工事に充てるほか、なお残ります補助分としては、テレビカメラによる管路調査を行うこととしております。

14節になります。単独事業につきましては、吉田字山ノ神地内で污水管及び公共ま

す2か所の設置工事を、補助事業として、本年5月に落合檜和田生活センター前ポンプ場において、水位計及び通信装置の不具合が発生し、施設点検を行った結果、全てを更新しなければならないことが判明し、その工事に充てるものであります。

以上であります。よろしくお願いします。

続きまして、議案書27ページをお願いします。事項別明細書については、60ページ以降となります。

議案第61号 令和3年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）であります。

令和3年度大和町の農業集落排水事業特別会計補正予算は、次に定めるところによるものであります。

第1条、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ42万6,000円を追加し、それぞれ7,230万7,000円とするものであります。

2項としまして、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

事項別明細書61ページをお願いします。

歳入であります。

4款繰越金1項1目繰越金については、人件費の調整に伴う補正であります。

続きまして、歳出であります。

1款農業集落排水事業1項1目一般管理費の2節から4節について、同じく人件費の調整に伴います補正をお願いするものであります。

続きまして、議案書29ページをお願いします。事項別明細書は65ページ以降となります。

議案第62号 令和3年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第1号）であります。

令和3年度大和町の戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算は、次に定めるところによるものであります。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ5万円を減額し、それぞれ6,226万8,000円とするものであります。

2項としまして、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

事項別明細書66ページをお願いします。

歳入であります。

4 款繰入金 1 項 1 目一般会計繰入金については、人件費の調整に伴うもので、減額をお願いするものであります。

続きまして、歳出。

1 款合併処理浄化槽費 1 項 1 目一般管理費 2 節から 4 節については増額を。

2 項 1 目合併処理浄化槽建設費、2 節から 4 節については減額を。

いずれも人権費の調整に伴うものであります。

以上でございます。よろしくお願いします。

続きまして、議案書31ページをお願いします。

事項別明細書については、70ページからとなります。

議案第63号 令和3年度大和町水道事業会計補正予算（第3号）であります。

第1条、総則。

令和3年度大和町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによるものであります。

第2条、収益的収入及び支出で、予算第3条に定めました収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

支出になります。

1 款水道事業費用に317万9,000円を追加し、9 億1,506万5,000円とし、1 項営業費用に325万4,000円を追加し、8 億9,865万3,000円とするものであります。

2 項営業外費用については、企業債償還利子額確定に伴い減額し、合計1,641万2,000円とするものであります。

続きまして、第3条、資本的収入及び支出であります。

予算第4条本文括弧書き中、1 億8,627万5,000円を1 億9,298万3,000円に、過年度分損益勘定留保資金についても同額に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

支出であります。

1 款資本的支出に1 項及び2 項、合計で670万8,000円を追加し、合計を3 億5,467万4,000円、1 項建設改良費に485万2,000円を追加し、合計を2 億8,924万2,000円、2 項企業債償還金に185万6,000円を追加し、6,543万2,000円とするものであります。

続きまして、第4条議会の議決を得なければ流用することができない経費で、予算第6条に定めた経費の金額を次のように改めるものでございます。

(1) 職員給与費について、4,706万1,000円とするものであります。

事項別明細書71ページをお願いします。

内訳書であります。

初めに、収益的収入及び支出、支出になります。

1 款水道事業費用 1 項 1 目浄配水費、節の報酬は、窓口業務についてお手伝いをいただきますパートタイム会計年度任用職員の10月から来年の3月までの増額を、給料から賞与引当金繰入額については、職員人件費の調整に伴うものであります。

修繕費については、水管橋の修繕費相当額についてお願いするものであります。

2 項営業外費用 1 目支払利息については、企業債償還利子の確定に伴います減額であります。

72ページをお願いします。

資本的収入及び支出、支出になります。

1 款資本的支出 1 項 1 目配水管敷設事業費の管工事費については、吉岡権現堂地内において、配水管のループ化を行うもので、口径50ミリ、延長133メートルの整備に要する費用をお願いするものであります。

5 目営業設備費につきましては、本年度予定しております升沢取水施設監視用カメラの設置工事で、当初は建物へ直接配線を引くこととしておりましたが、雪解け以降に再度現地確認していただいた結果、道路上から取水施設建屋が6メートルほど低くなっているため、引込線が地上からのクリアランスが確保できない状況となることから、引込柱が必要となったもので、その建柱に必要な費用をお願いするものであります。

2 項企業債償還金については、精査しました結果、185万6,000円の増額をお願いするものであります。

以上であります。よろしくお願いします。

議長（高平聡雄君）

以上で、議案第52号から議案第63号までの説明を終わります。

お諮りします。

本日はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は、明日の午前10時です。

大変ご苦労さまでした。

午後 2 時 2 3 分 延 会